

# ルソーの『社会契約論』なぞり書きプリント

([https://fr.wikisource.org/wiki/Du\\_contrat\\_social/%C3%89dition\\_1762/Texte\\_entier](https://fr.wikisource.org/wiki/Du_contrat_social/%C3%89dition_1762/Texte_entier))の中から、日本国憲法の根幹となる理念(国民主権、公共の福祉、法の下の平等など)に思想的な影響を与えたと考えられる中核的な箇所を厳選して翻訳、なぞり書きプリント教材として作成しました。翻訳は Google の提供する NotebookLM によって行われたものを、一部筆者が修正しています。以下はルソーの言葉ですが、ルソーが無から生み出したものではなく、人類がこれまで何度も失敗し、過ちを繰り返してきた中で、我々が生きていくために、どうすればよいのか、数えきれない先人たちが試行錯誤を積み重ねた結果の、ひとつの考え方です。人類の歴史を思いながら、なぞってみてください。

## 1. 「国民主権」に影響を与えた箇所

国家の最高権力(主権)は、特定の君主ではなく人民全体にあるとする思想です。これは日本国憲法第1条の「主権が国民に存する」という理念の直接的な源流となっています。

### 翻訳(第1巻 第6章):

我々の各々は、身体とすべての力を共同のものとして一般意志の最高の指導下に置く。そして我々は共同体として、各メンバーを全体の不可分の一部として受け入れる。

### 翻訳(第2巻 第1章):

したがって私は言う。主権とは一般意志の行使に他ならないため、決して譲渡することはできず、また主権者は集

合的な存在でしかないので、それ自身によってしか代表されることはない、と。

## 2. 「公共の福祉」と「法律」の性質に影響を与えた箇所

法とは特定の個人の私利私欲を叶えるものではなく、社会全体の共通利益（公共の福祉）を目指すものであるべきだという思想です。日本国憲法における「公共の福祉」（第12条、13条など）や、国会を唯一の立法機関とする原則（第41条）の哲学的基盤となっています。

### 翻訳（第2巻 第3章）：

一般意志は常に正しく、常に公共の効用（公共の利益）へと向かうという結論になる。

### 翻訳（第2巻 第6章）：

しかし、全人民が全人民について規定するとき、人民は自分自身のことしか考慮しない。（中略）そのとき規定される事柄は、規定する意志と同様に一般的である。この行為を私は法（法律）と呼ぶ。

## 3. 「法の下での平等」に影響を与えた箇所

人間は生まれながらにして腕力や才能の差（物理的不平等）を持っていますが、社会のルール（契約）のもとでは全員が等しい権利を持つとする思想です。日本国憲法第14条の「すべて国民は、法の下に平等であつて…」という理念につながる重要な結論です。

**翻訳(第1巻 第9章末尾):**

私は、あらゆる社会システムの基礎となるべき一つの注目すべき点で、この章とこの巻を締めくくりたい。それは、基本契約は自然の平等を破壊する代わりに、自然が人々の間に生じさせたかもしれない身体的な不平等に対して、道徳的かつ合法的な平等を置き換えるということ、そして、人々は腕力や才能において不平等であり得ても、取り決めと権利によってすべて平等になるということである。

---

これらが、近代憲法の基礎概念に直接的な影響を与えたとされるルソーの思想の核心部分です。これらルソーの言葉は、もう時代遅れなのか、それとも今後も守っていくべきなのか。あなた自身、日本国憲法がどうあるべきかを考えるための一助となりますように。